広島県告示第九百五十二号

とおり保安林を指定する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定によって、 次の

令和七年十一月四日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

一保安林予定森林の所在場所

福山市本郷町字山手七六一四、七六一五、甲七六一六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

一 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

→ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山手七六一四、七六一五、甲七六一六(次の図に示す部分に限る。

二 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

問 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森

林保全課及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。)